



## 5-7 社会保障制度改革国民会議

### ～2025年医療ビジョンと実施工程示す～

**キーワード** ・ 社会保障 ・ 税の一体改革 ・ 2015年問題 ・ プログラム法

#### ●このテーマで目指すゴール

- ・ 2025年医療改革ビジョンを理解する
- ・ その実現に向けた工程を理解する
- ・ その改革と工程に参加して貢献できる

#### 患者さんからの質問

社会保障制度改革国民会議というところから医療改革の姿を含めた報告書が出たそうです。医療改革をうたった報告書は他にもありますが、どこが違うのですか。

#### ●社会保障制度改革国民会議とは

政府による医療改革は、「社会保障・税の一体改革」という枠組みの中で動いてきています。これは、消費税の増税などで一定の財源を確保しつつ、同時に改革に必要な充実策も打っていこうとするものです。言い換えると、改革に必要な施策を打つ際には、財源の確保がなされていることを原則にしていこうとの方向です。こうした流れの中で、社会保障制度改革国民会議（以下、国民会議）が、2012年6月15日の自由民主党、公明党、民主党の3党合意に基づいて制定された社会保障制度改革推進法（以下、改革推進法）が規定している社会保障改革の実施に必要な事項を審議するために設置され、2012年11月から2013年8月まで20回の会議を重ねてきました。この議論の報告書として、同年8月6日に「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」（以下、国民会議報告書）が発表されました。

2025年に、団塊の世代が75歳となり日本の超高齢化社会が本格的に到来します。現在の医療体制と2025年に必要な体制には大きなギャップがあり、いわゆる「2025年問題」と呼ばれます。報告書は、2025年に向けた中長期的な医療改革に関する、政府の公式な青写真とも言えます。医療提供体制全般につながる広い範囲の改革をうたっていますので、どのような分野や疾病の課題と取り組んでいるアドボケートにとっても、必読の文書となるでしょう。

これまでも、福田・麻生政権時代の社会保障制度改革国民会議による最終報告書など、医療改革をうたった報告書はありました。今回の国民会議報告書がそれとは異なるのは、(1) 2014年4月1日からの消費税増税による増収分の一部を財源とすることを前提として社会保障の機能強化を提案していること (2) 自公民3党合意に基づく改革推進法が規定する改

革を実行するためという具体的使命をもっていること（3）報告書を踏まえて政府が法律の改正（プログラム法）を行うことが改革推進法に明記されていること——などの点です。つまり、改革プランを“絵に描いた餅”にしないための実行性がこれまでよりも担保されているのです。

## ●報告書のポイント

国民会議報告書は、日本の社会保障の基本的な理念を押さえた上で、改革の方向として「高度経済成長期の『1970年代モデル』から、超高齢化社会の『2025年モデル』に合致した制度への改革が急務」としています。「少子化対策分野」「医療・介護分野」「年金分野」に分けて改革の各論が記載されており、「医療・介護分野」の改革については多岐にわたる内容が記載されていますが、次のような特徴があります。（1）医療・介護提供体制の改革を主眼としている（2）データによって医療ニーズと提供体制のマッチングを図るシステムを確立しようとしている（3）医療提供体制と国民健康保険の両面で都道府県の役割を強化しようとしている（4）必要な医療・介護提供体制の改革の財政支援方式として基金方式を重視しようとしている（5）地域の「かかりつけ医」の役割を重視しようとしている——などの点です。

国民会議報告書が出た2週間ほど後の2013年8月21日、政府は、改革推進法と国民会議報告書の趣旨を実行するのに必要な「法制上の措置の骨子」を定めました。ここには、改革の柱、工程とスケジュール、それに必要な法律改正の日程が書かれています。そして、それを受けたいわゆる「社会保障改革プログラム法」（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律）が12月5日に成立しました。プログラム法とは、国の目標や実現手順などを規定する法律のことです。今後、それにそって個別法の改正などが進められます。

先の「法制上の措置の骨子」には、「病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項」として、（イ）病床機能に関する情報を都道府県に報告する制度の創設（ロ）地域医療ビジョンの策定及びこれを実現するための必要な措置（ハ）新たな財政支援の制度の創設（ニ）医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直し、が列挙されています。

（イ）の病床機能報告制度は、医療機関が都道府県に病床の機能を報告するもので、2014年度からスタートします。（ロ）の地域医療ビジョンは、将来の医療需要や医療機能別の必要量などをまとめるもので、2014年度にガイドラインが策定され、2015年に策定されます。

（ハ）の基金については、2013年12月24日に成立した政府2014年度予算の中で、2014年4月1日から消費税率アップによる増収分約5兆円のうち、「新たな財政支援制度（基金）の創設」として544億円が手当てされました。別途、予算から360億円を加えた904億円が充当されます。医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、医療提供体制の改革に向けた基盤整備などの使途に、各都道府県に基金が作られました。

## ●アドボケートにできること

上記のように、地域の実情に合った医療改革のための手立てが進んでいるわけですが、対応力に地域格差が生まれることも考えられます。患者アドボケートとしては、地元の都道府県において、病床機能報告制度の運用、地域医療ビジョンの策定、基金の活用などがどのように進行し、速やかに2025年医療体制への移行が完了するか、ウォッチし意見を述べるのが重要となってきます。

2018年の4月に、診療報酬・介護報酬の改定、次期地域医療計画の開始という大きな医療政策上のイベントが重なります。このときまでに2025年体制を整える必要があります。表1にアドボケートが対象とすることが想定できる政策上のイベントを列挙してみました。アドボケートとして意見を述べることもできるでしょう。地域医療ビジョン、地域医療計画、がん対策推進計画などに関して都道府県でそれらを策定する委員になる道もあります。また、都道府県や2次医療圏などの圏域において、地域の医療政策を議論する場づくりを整備し、そこに住民が参画できる環境づくりも重要です。それには、こうした地域医療政策の場に組合健保、協会健保、国保などの公的保険を運営している保険者の参加を促し、保険者が患者・住民目線の発言をするように求めていくことも含まれるでしょう。また、患者関係者仲間や地域住民と共に、「2025年モデル」を支援するために自分たちに何ができるか、またそれに必要な財源をみんなでどのようなかたちで負担することができるのか、などを話し合う機会をもつことも大切になります。

<表1> 2018年までのアドボカシー対象政策事項（例）

2014	診療報酬改定 国がん計画3年目（中間評価） 都道府県がん計画2年目 地域医療計画2年目 医療機能報告制度 地域医療ビジョンガイドライン策定 介護報酬改定作業 新基金の開始
2015	介護報酬改定 国がん計画4年目 都道府県がん計画3年目（中間評価） 地域医療計画3年目（中間評価） 地域医療ビジョン策定 診療報酬改定作業 新基金の活用
2016	診療報酬改定 国がん計画5年目（次期計画策定） 都道府県がん計画4年目 次期都道府県がん計画策定委員選定 地域医療計画4年目 次期地域医療計画策定委員選定 新基金の活用
2017	次期国がん計画1年目 都道府県がん計画5年目（次期計画策定） 地域医療計画5年目（次期計画策定） 診療報酬・介護報酬同時改定作業
2018	診療報酬・介護報酬同時改定 次期国がん計画2年目 次期都道府県がん計画1年目 次期医療計画1年目

---

◇ さらに詳しく知りたい方のために

- ・ 社会保障と税の一体改革（内閣府）  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/>
- ・ 社会保障制度改革推進法  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24HO064.html>
- ・ 社会保障制度改革国民会議報告書報告書  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/pdf/houkokusyo.pdf>
- ・ 中村秀一氏（内閣府で国民会議を担当）『社会保障改革国民会議が示した医療の将来像』  
[http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/HPU/seminar/2013-09-22/d/0\\_boutou\\_Nakamura.pdf](http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/HPU/seminar/2013-09-22/d/0_boutou_Nakamura.pdf)
- ・ 社会保障国民会議（福田・麻生政権時）最終報告書  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/saishu/siryoushu\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/saishu/siryoushu_1.pdf)
- ・ 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/pdf/kossi.pdf>
- ・ 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子による社会保障制度改革の工程表（平成29年度まで）  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/pdf/kouteihyou.pdf>
- ・ 「社会保障改革分野に関するプログラム法」（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/185-03.pdf>
- ・ 病床機能報告制度及び地域医療ビジョンについて  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000023379.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000023379.pdf)
- ・ 「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008zaj.html#shingi127371>  
（すべて2014/2/4アクセス）